

第 5 4 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
別表（第 3 条関係）	別表（第 3 条関係）																						
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>豊川市立大和 保育園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>豊川市立一宮 東部保育園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		豊川市立大和 保育園	(略)	豊川市立一宮 東部保育園	(略)	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>豊川市立大和 保育園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>豊川市立金沢 保育園</td><td>豊川市金沢町金山 3 番地 1</td></tr><tr><td>豊川市立一宮 東部保育園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		豊川市立大和 保育園	(略)	豊川市立金沢 保育園	豊川市金沢町金山 3 番地 1	豊川市立一宮 東部保育園	(略)	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
豊川市立大和 保育園	(略)																						
豊川市立一宮 東部保育園	(略)																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
豊川市立大和 保育園	(略)																						
豊川市立金沢 保育園	豊川市金沢町金山 3 番地 1																						
豊川市立一宮 東部保育園	(略)																						
(略)																							
備考 _____ _____豊川市立東上保育園 は豊川市立一宮東部保育園の、豊川 市立萩保育園は豊川市立赤坂台保育 園の分園とする。	備考 <u>豊川市立金沢保育園は豊川市立 大和保育園の、豊川市立東上保育園 は豊川市立一宮東部保育園の、豊川 市立萩保育園は豊川市立赤坂台保育 園の分園とする。</u>																						

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地域の保育需要の減少により入所児童数が減少したことを踏まえ、豊川市立金沢保育園を廃止する必要があるからである。